

政令第 号

活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十二号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十七年十二月十日とする。

理由

活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。